1. 武生市の筆跡鑑定調査報告

筆跡鑑定については、確実な対象資料(印刷物、コピーでない現物)が必要であるという筆跡鑑定家・小塚昭夫氏の意見があったため、まずは佐伯祐三、佐伯米子、佐伯千恵子(祐正の妻)、吉園周蔵の自筆を探すことから始めなければならなかった。結局さまざまな状況が重なり、探し当てた自筆資料所蔵者から現物を借用することはできなかったが、なんとか鮮明なコピーのご提供についてはご了承いただくことができ、本年11月4日、小塚昭夫氏より、添付資料5にあるような検査結果が報告された。

- (1) 吉園資料中、武生市一時預かり分に含まれるいわゆる佐伯祐三関連の筆跡は、佐伯祐三本人のものとは認められない。
- (2) 吉園資料中、武生市一時預かり分に含まれるいわゆる佐伯米子関連の筆跡は、佐伯米子本人のものとは認められない。
- (3) 吉園資料中、武生市一時預かり分に含まれるいわゆる佐伯千代子関連の 筆跡は、自筆の対象資料が不足しているため、佐伯千代子本人の筆跡か 否か不明である。
- (4) 吉園資料中、吉園周蔵関連の資料の筆跡、及びコピーにて某所より準備室が入手したいわゆる吉園関連の資料の筆跡は、吉園周蔵の筆跡とは認めがたい。

この結論は、本報告書で述べてきた調査報告者と一致するものであり、吉園 資料の信憑性を疑わせるに十分な内容といえよう。本報告者で繰り返し取り上 げた「周蔵日誌」をはじめ幾つかの資料が、現物で調査されたわけでない。「周 蔵日誌は」は数ページ分を除いては全て明子氏のワープロ稿のみで提供された。 市や研究者の要請にも関わらす、遂に明子氏現物を提示されようとしなかった。 明子氏は再三にわたり資料はもっと沢山ある、油彩画も 200 点以上あると言い ながら、だれにもその全貌を示そうとはしない。

ただ、伝聞の不確かなコピー資料、たとえば周蔵の遺書。周蔵が昭和3年に出したはがき数通、佐伯米子の昭和年3以降の手紙数通だけが巷に出回る、という最悪の事態が続いているのである。もし明子氏が周蔵由来の作品・資料についてしかるべき判断を真に望むならば、周蔵の経歴その他の正確な情報を裏づけを持って自ら提供し、なおかつ吉園資料・作品の全貌をコピーでなく現物の形で明らかにする必要があろう。

米子借用書が否定されると次のような話になっていく。

落合氏の本289ページ。米子が金を得るために絵は周蔵からの借用物だという証文について述べている。

「昭和9年 牧野が珍しく囲った看護婦の倉田由は、米子と仲良くなって共同 戦線を張り、事あるごとに口を挟む。現に「米子さんが義兄から、画会の売上 金を取られないように、絵は借用物だという証文を私が書いて、難を逃れさせ てあげたのよ」などと言っていた。」その書付が291ページ写真である。「押 した印鑑も「由」が市中で購入したつげ製の三文判であろうと続く。

世のなかには常識というものがある。仲がよくなったとは言え、他人の借用書を書き判まで押している、こんなことがありうるだろうか。真筆でないと言われて、後だしジャンケンのように、あれは代筆だったからと別の吉園資料が出されてくる。

2. 武生資料 スタンプ

フランスからの佐伯の手紙 葉書を吉園側のものと比較。

私も改めて実物と吉園とのスタンプを調べてみた。封書の場合には当該の郵便物を受け付けた地区名(パリの場合はパリの区名)、受付月日、受付時間、西暦年、そして郵便局の名称が記された直径2センチほどのスタンプが押される。この他の特色も記されている、これは実物を見たらすぐわかることである。スタンプでも吉園側の疑惑は深まるばかりだ。

著者はよくパリに行くが、昔の絵葉書なんか専門にしている店がいくつかある。ノスタルジーを感じ買いたいと思わせるものがいっぱいある。贋作者はそういうところで絵葉書を手に入れたのだろう。しかしスタンプまでは偽造できなかったと思われる。